

住居確保給付金の再支給のご案内

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた追加支援策として、令和5年3月末までの間、住居確保給付金の支給が一旦終了した方について、3か月間の「住居確保給付金の再支給」が可能となりました。

再支給を申請するには支給要件を満たしていることが必要です。

主な支給要件は下記のとおりですが、詳細は「市公式ホームページ」をご覧くださいませよう、よろしくお願ひいたします。

※市公式ホームページ（住居確保給付金についてのご案内）

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000128510.html>



住居確保給付金の再支給

1. 主な支給要件

- 過去に住居確保給付金を受給したことがある方
- 離職、廃業または本人の責によらない休業等により収入が減少し、離職・廃業の場合と同等程度の状況にある方のうち、次の要件等を満たす方（離職や休業状態が前回受給時から継続している場合も含めます。）

ア 収入要件

申請月における世帯の収入合計額が収入基準額以下であること
（収入基準額の例）

単身世帯：121,000円、2人世帯：174,000円

3人世帯：220,000円、4人世帯：262,000円

イ 資産要件

申請時点における世帯の預貯金等の合計額が次の額以下であること

単身世帯：504,000円、2人世帯：780,000円

3人以上の世帯：1,000,000円

ウ その他

生活保護を受給していないこと 等

※ 令和5年3月31日までに申請をした方については、ハローワークにおける職業訓練受講給付金との併給ができます。

2. 支給期間

3ヶ月間に限定されます。(延長制度はございません。)

ただし、前回受給以後、解雇された場合はこの限りではございません。
担当の仕事・暮らし自立サポートセンターにお尋ねください。

3. 支給期間における主な活動義務

離職・廃業の方については、公共職業安定所への求職申込等、常用就職に向けた就職活動を行っていただくことが支給期間における活動義務となります。

(休業等やむを得ない理由により収入が減少している方の求職活動は任意です。)

4. 申請受付期間

令和5年3月31日まで(消印有効)

5. 申請方法

再支給の申請が必要になりますので、担当の仕事・暮らし自立サポートセンター宛てお問い合わせください。

※ 前回申請時にご提出いただいている書類もごさいますが、再支給申請時点の状況を改めて確認させていただくため、原則すべての書類の提出をお願いしておりますので、ご協力をお願いします。

その他、お困りごとは担当サポートセンターへご相談ください。

仕事・暮らし自立サポートセンターでは、就労に関する相談をはじめ、家計管理に関する相談や家族関係に関する相談など、生活上の様々な相談をお受けしています。

どんな小さなことでも、お気軽にご相談ください。

(注意事項)

現在も、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、感染症まん延防止の観点から、仕事・暮らし自立サポートセンターにおける相談については、原則として事前に電話等でご連絡いただくことをお願いしております。引き続き、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。